

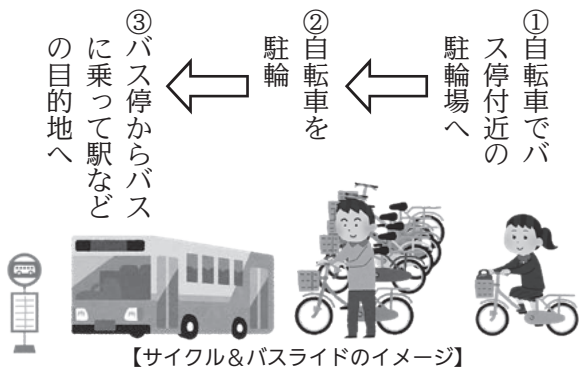
五霞町「コミュニティ交通 ごかりん号」からのお知らせ

■ごかりん号専用駐輪場をご利用ください

町では、公共交通における利便性の向上や環境に配慮した「サイクル&バスライド」を推進しており、バス停付近に無料駐輪場を開設しています。

「サイクル&バスライド」とは、家からバス停まで自転車でいき、バス停近くの駐輪場に自転車を置いてからバスで目的地へ向かう、自転車とバスを使った移動方法の一つです。

通勤・通学や買い物など様々な日常の移動手段として、ごかりん号を利用される際、駐輪場をご利用ください。



【サイクル&バスライドのイメージ】

■サイクル&バスライド無料駐輪場

- ・五霞町役場
- ・保健センター
- ・ふれあいセンター
- ・山王生活改善センター
- ・江川天満宮
- ・江川本村バス停
- ・地域安全センター
- ・冬木生活改善センター
- ・三嶋神社
- ・中央公民館



【こちらの看板が目印となります】

※駐輪場での盗難や事故等に関しては、利用者の責任において防止に努めてください。

■お問い合わせ

生活安全課 ぐらし安心G
☎(84)3618 (直通)

浄化槽をお使いのみなさんへ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要であり、法律により実施が義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、みなさんのご協力をお願いします。

保守点検

■浄化槽内の機器、送風機やタイマーなどの点検調査を行います。また、消毒剤を定期的な補充し、放流先が不衛生にならないようにするのも重要な作業です。

■10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3〜4回行う必要があります。

■県に登録している保守点検業者に委託してください。

清掃

■浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。

■年に1回以上（全ばっ気方式

は6か月に1回以上）行う必要があります。

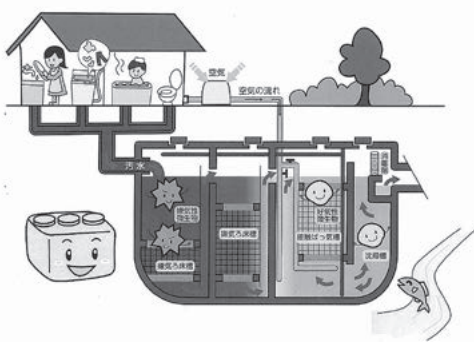
■市町村の許可を受けた清掃業者に委託してください。

法定検査

■浄化槽の保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。

■最初の検査は、浄化槽を使い始めてから3〜8か月の間に1回行う必要があり、その後は毎年1回行う必要があります。

■県指定検査機関である（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。
☎029(291)4004



一括契約システム

■保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」を、ぜひご利用ください。

■契約を仲介する保守点検業者、清掃業者又は（公社）茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換

■単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所やお風呂からの生活雑排水はそのまま放流してしまいます。そのまま放流してしまいます。生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽に転換することで、放流する汚れの量を8分の1に減らすことができます。

■身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

お問い合わせ

・茨城県生活環境部環境対策課
☎029(301)2966
・生活安全課 生活環境G
☎(84)3618 (直通)